

◎新潟県告示第541号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称

株式会社建築構造センター

2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	本社 東京都新宿区新宿1丁目8番1号 東北事務所 宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 福島事務所 福島県郡山市中町11番5号 群馬事務所 群馬県高崎市八島町262番地 埼玉事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 千葉事務所 千葉県船橋市葛飾町2丁目402番3号 神奈川事務所 神奈川県横浜市西区高島2丁目12番6号 長野事務所 長野県長野市南県町1082番地 愛知事務所 愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号 三重事務所 三重県四日市市浜田町12番18号 大阪事務所 大阪府大阪市中央区南本町3丁目4番15号 山陰事務所 島根県松江市中原町6番地 岡山事務所 岡山県岡山市北区内山下1丁目3番19号 広島事務所 広島県広島市中区八丁堀15番6号 香川事務所 香川県高松市亀井町2番1号 愛媛事務所 愛媛県松山市三番町7丁目13番13号 福岡事務所 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 佐賀事務所 佐賀県佐賀市駅前中央1丁目5番10号 長崎事務所 長崎県長崎市万才町3番4号 鹿児島事務所 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 沖縄事務所	本社 東京都新宿区新宿1丁目8番1号 東北事務所 宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 福島事務所 福島県郡山市中町11番5号 群馬事務所 群馬県高崎市八島町262番地 埼玉事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 千葉事務所 千葉県船橋市葛飾町2丁目402番3号 神奈川事務所 神奈川県横浜市西区高島2丁目12番6号 長野事務所 長野県長野市南県町1082番地 愛知事務所 愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号 三重事務所 三重県四日市市浜田町12番18号 大阪事務所 大阪府大阪市中央区南本町3丁目4番15号 山陰事務所 島根県松江市中原町6番地 岡山事務所 岡山県岡山市北区内山下1丁目3番19号 広島事務所 広島県広島市中区八丁堀15番6号 香川事務所 香川県高松市亀井町2番1号 愛媛事務所 愛媛県松山市三番町7丁目13番13号 福岡事務所 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目7番22号 佐賀事務所 佐賀県佐賀市駅前中央1丁目5番10号 長崎事務所 長崎県長崎市万才町3番4号 鹿児島事務所 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 沖縄事務所

	沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号	沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号
--	-----------------	-----------------

3 変更する年月日
令和6年4月15日